

1. 保健活動・疾病予防の推進

—心身の健康に不安を抱えることなく暮らせるまち—

基本方針

市民が、心身の健康に不安を抱えることなく暮らせるまちを目指します。

そのために、市民が規則正しい生活習慣を身につけ、健康状態に常に関心を持つための取組を推進します。特に、心の健康に関する知識の普及・啓発や生きがい活動の推進を図り、ストレスと上手に付き合うための休養、社会活動に参加しやすい環境を整える等、心の健康づくりに努めます。

母子の心身の健やかな成長及び発達を目指し、疾病の予防や早期発見、療育支援や育児不安の解消等に努めます。



現状と課題

- 市民の健康な暮らしの実現に向け、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上を目指した取組を行うとともに、地域と協力した健康づくりの取組を充実させていくことが求められます。
- 健康寿命の延伸に向け、特定健診の結果を活用した保健指導や訪問等の取組及びがん検診等の受診率を上げるため、啓発方法の工夫が求められています。
- アンケートでは、多くの市民が「ストレスを感じている」と回答しているため、心の健康を保つための支援が求められています。
- 出産年齢の上昇に伴い、妊婦の健康管理が重要となっているため、妊婦が健康診査や相談を受けやすくする必要があります。
- 核家族化の進行により、育児中の母親の孤立化が問題となっているため、母子保健サービスの向上や乳幼児の健康を守るための体制づくりが課題となっています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値	
		H24	H21	H22		H23
「こんにちは赤ちゃん訪問」実施率	—	—	—	98.4%	99.0%	
1歳6ヶ月児健康診査の受診率	(集団)	95.0%	95.9%	95.7%	96.4%	97.0%
	(個別)	95.0%	92.0%	96.2%	92.7%	94.0%
2歳になった時に、麻しん・風しん予防接種を終了している人の割合	95.0%	97.8%	98.0%	88.5%	98.0%	
肺がん検診受診率	—	2.5%	14.5%	18.3%	25.0%	

今後の取組

① 健康づくりの推進

平成25年度から始まる「次期国民健康づくり運動」の基本方針を踏まえて、「健康かしはら21(第2次)計画」を策定しました。

今後は、市民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援するため、「栄養・食生活」、「運動・身体活動」、「歯の健康」等の7分野において目標を設定し、ライフサイクル⁽¹⁾別の取組を推進します。また、生活習慣改善が必要な市民への個別指導を実施するとともに、運動や栄養の講座の開催、啓発イベントの実施による市民全体の健康レベルの向上を図ります。

また、市民による健康づくりの活動を支援するため、市民ボランティアの育成を図り、市民協働による地域に根ざした健康づくりの取組を進めます。

② 食育の推進

心身の健康づくりにおいて重要となる健全な食生活を推進するため、ライフステージ⁽²⁾に応じた食生活を周知します。

③ 疾病予防の推進

乳幼児を対象とする教室・健診等で適切な予防接種をするためのPRに努めます。また、各種健診の未受診者の受診勧奨に努めます。さらに、健康診査によるがんや生活習慣病の早期発見を目指すとともに、生活習慣病予防に関する知識を普及する等、疾病予防に取り組めます。

④ 子どもが健やかに育つための環境づくり

妊娠・出産から就学前までの一貫した母子保健サービスを推進します。

妊婦健康診査に対する補助制度を継続するとともに、妊婦に対する相談体制の充実を図ります。

赤ちゃんセミナー等の教室を通じて子育ての仲間づくりを支援し、気軽に相談できる体制を整備します。

「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を通じて子育てに関する情報提供を行うとともに、乳幼児健診の未受診者に対する受診勧奨や問題の把握に努めます。

また、母子保健推進員の養成を行い、地域住民が子育てを暖かいまなざしで見守る環境づくりを行うとともに、父親の育児参加を推進します。

市民等との役割分担

市民は、自発的に家庭・地域・職場等において健康づくりの活動を行う等、個々が健康管理や疾病予防に努めることが期待されます。また、健康づくりのためのボランティア活動や地域における子育て支援活動に自ら積極的に参加することが期待されます。

⁽¹⁾ ライフサイクル：人が生まれ育ち青年期を迎え、やがて成人し、さらに老年の円熟を経て死に至る過程のこと。

⁽²⁾ ライフステージ：乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のこと。

2. 医療サービスと 救急医療体制の充実

—急病になった場合でも円滑に受診することができる
まち—



基本方針

市民がかかりつけ医を持ち、早期受診を心がけるとともに、急病になった場合でも円滑に受診することができるまちを目指します。

そのために、市民が医療機関を適正に受診するための啓発を行うとともに、休日夜間応急診療所が利用できる体制を維持します。

また、二次救急医療体制⁽¹⁾については、今後も輪番病院と連携し、近隣市町村、関係機関と協力した広域の救急医療体制を整備します。

現状と課題

- 休日夜間応急診療所は県の中南和地域における小児救急医療の拠点的作用を果たし、関係団体の協力を得て、臨機応変な運営体制をとり対応しています。さらなる医療体制の充実に向け、一次⁽²⁾・二次救急医療体制を担う医療機関が連携し、それぞれ役割を果たしていくことが求められます。
- 休日夜間応急診療所は、竣工後30年以上経過し、施設及び設備等の老朽化が進んでいるため、診療所内の感染症対策にも課題を残しています。
- 二次救急医療体制については、医師不足や専門性等の問題があり、広域的な病院連携等、救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
休日夜間応急診療所 受診者数	13,000人	16,364人	13,098人	14,045人	14,000人
休日夜間応急診療所 小児受診者数(内数)	9,100人	11,649人	9,091人	9,678人	9,500人
二次救急輪番制病院患者 受入数	5,000人	6,260人	5,834人	5,770人	5,000人

⁽¹⁾ 二次救急医療体制：入院や手術を必要とする救急患者に対応する救急医療体制。

⁽²⁾ 一次救急医療体制：入院治療の必要がない軽症患者に対応する救急医療体制。

今後の取組

① 市民への啓発

市民が、本市の医療体制、かかりつけ医を持つ必要性や、早期受診の必要性等を十分に理解し、医療機関を適正に利用できるよう、市の広報やチラシ、ホームページ等による情報発信の充実を図ります。

② 休日夜間応急診療所の充実

休日夜間応急診療所については、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係団体との連携を密接にし、市民が安心して受診できる一次救急医療体制の充実に取り組みます。また、診療所のスペース不足や感染症対策等の課題解決について検討を進めます。

③ 広域的医療体制の整備

一次救急としての休日夜間応急診療所は、中南和地域の小児救急医療の拠点的作用を担っているため、各市町村と連携を図り、より良い診療所運営に向け取り組みます。

二次医療体制を充実し維持するために、広域的な連携を図ります。

また、奈良県立医科大学附属病院との協力体制を強化します。



休日夜間応急診療所

市民等との役割分担

市民は、かかりつけ医を持ち、早期受診することが期待されます。

医師会・歯科医師会・薬剤師会及び奈良県立医科大学附属病院は、協力体制を継続することが期待されます。

3. 地域における 福祉活動の充実

—お互いに支え合い、交流を深めながら、ゆとりを
もった生活を送ることができるまち—



基本方針

市民がお互いに支え合い、交流を深めながら、ゆとりをもった生活を送ることができるまちを目指します。

そのために、「誰もが健やかで安心して心豊かに暮らせるまちをみんなでつくる」という地域福祉の理念の浸透を図ります。

また、市民・民間企業・行政が一体となり、地域が抱える課題の解決や地域コミュニティの再生に向けて、地域福祉の推進役である社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、NPO⁽¹⁾、民間企業等との連携を進めます。

現状と課題

- 市民がお互いに支え合い、交流を深めることができるよう、福祉意識の向上と地域福祉推進の人材育成を目的とした取組を進めています。しかし、地域福祉の理念がまだ十分に市民に浸透していないため、今後は、市民の福祉に対する理解をより深められるよう、情報提供の工夫が求められます。
- 高齢化が進む中、誰もが活動しやすい公共スペースの整備が求められています。
- 高齢者、障がいのある人等の災害時要援護者に対する支援対策として、一部のモデル地区を対象に、避難支援個別プランの作成に取り組んでいますが、将来的には、実施地区を広げていく必要があります。
- 家族や地域のつながりが希薄になり地域コミュニティが崩壊してきていることにより、孤立死や孤独死の問題が生じているため、地域が一体となった見守り支援の体制づくりを行う必要があります。
- 地域の多様な課題解決に向けて、NPO、企業及び行政が連携して安全・安心まちづくり協議会を設立し、地域ケアシステム⁽²⁾の推進に取り組んでいます。今後は、実績を踏まえて事業の見直しを行い、地域の支え合う力を育むため、地域との連携をさらに深める必要があります。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
16小学校区地域福祉推進委員会の広報紙発行回数	—	26回	24回	24回	32回

⁽¹⁾ NPO：「Non-Profit-Organization」の略で、行政や私営を目的としない民間の組織のこと。その中でNPO法に基づいて所轄庁に必要書類を申請許可され、法人登記が完了した団体を特定非営利活動法人、通称「NPO法人」と呼称する。

⁽²⁾ 地域ケアシステム：誰もが住み慣れた地域で安全・安心に、そして笑顔で住み続けられるまちづくりを目指し、「向こう三軒両隣」を合言葉に、多様化する生活課題を専門性のある企業・NPO等と地域、行政が連携し解決するためのネットワークを構築し、生活課題の解決に取り組むこと。

今後の取組

1 地域福祉の推進

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉講座等を実施し、様々な機会を通して、市民の福祉意識の向上と地域福祉推進の人材育成に努めます。

また、専門的かつ複合的なニーズに対応できるよう、フォーマルネットワークとインフォーマルネットワーク⁽³⁾の協働によって支えられる仕組みづくりを推進します。

そして、地域福祉の活動拠点として、公民館や集会所等の既存施設の有効活用を図ります。

災害発生時の要援護者の被害を軽減するため、避難支援個別プランの作成を進め、地域ぐるみの避難支援体制づくりを推進します。

さらに、地域において孤独死や孤立死を防止する意識を高めるとともに、住民が異変に気づいたとき、その情報を通報するための窓口を設置し、その情報に基づいて安否確認を行うための体制を整備します。

2 地域ケアシステムの推進

少子高齢化や核家族化が進むなか、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、公民館や集会所等の身近な場所での相談体制の充実や、介護予防や災害支援に関する情報発信等、地域住民やNPO・民間企業・行政が連携して、福祉コミュニティの充実を図るための取組を進めます。

3 住みよい福祉のまちづくりの推進

ノーマライゼーション⁽⁴⁾社会を目指して、公共施設や駅等のバリアフリー⁽⁵⁾化に取り組みます。また、ユニバーサルデザイン⁽⁶⁾の視点に立ち、すべての人が移動しやすく社会参加のできるまちづくりを推進します。

4 各種団体の活動支援

地域福祉をはじめとする福祉施策について、行政・各種団体・住民等の役割を明確にした上で、協働してニーズに沿った適切な福祉サービスの提供を目指します。

各種団体やNPO等による、福祉向上のための主体的な取組を支援します。

5 民生委員・児童委員活動の充実

研修の充実や積極的な情報提供を通して、民生委員・児童委員協議会の活動を支援することにより、地域住民が相談しやすい環境づくりに努めます。

市民等との役割分担

市民は、地域における人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を築くとともに、世代間の精神的な結びつきを高めるため、地域での世代間交流を積極的に推進することが期待されます。また、地域福祉の担い手として主体的に地域福祉活動に参加し、地域住民で支え合い、助け合うという地域の福祉力を高めていくことが期待されます。

民生委員・児童委員は、地域住民の相談相手となるだけでなく、地域の多様なニーズを把握して、関係機関と連携しながら適切な支援を行うことが期待されます。

⁽³⁾ フォーマルネットワークとインフォーマルネットワーク：フォーマルネットワークは、公的な制度に基づくネットワークのこと。対して、インフォーマルネットワークは、個人や地域住民が取り結んでいる人と人との関係のこと。

⁽⁴⁾ ノーマライゼーション：高齢者や障がいのある人等も含めたあらゆる人たちが、社会の一員として互いに尊重し、支えあいが、地域の中で生活する社会こそ当たり前の社会であるという考え方。

⁽⁵⁾ バリアフリー：障がいのある人や高齢者が生活するうえで支障となる物理的・意識的な障壁を取り除くこと、または障壁が取り除かれた状態。

⁽⁶⁾ ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、始めから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

4. 社会保障の充実

—社会保障制度を皆で支え合い、安心して暮らすことができるまち—

基本方針

市民が、国民健康保険、国民年金、生活保護等の社会保障制度を皆で支え合い、充実した社会保障制度のもと、安心して暮らすことができるまちを目指します。

そのために、市民が社会保障制度の重要性を理解するための啓発を強化します。

また、社会保障制度を今後も維持できるよう、運用の適正化を推進します。



現状と課題

- 医療費が引き続き増加傾向にあるため、適正化に向けた取組が必要です。また、市民が健康に暮らせるよう、きめ細かな支援を継続する必要があります。
- 国民年金については、少子高齢化による将来的な制度への不安や、制度の理解不足による未納や免除制度の周知が不足しているため、窓口相談や広報誌等による啓発活動により、制度への理解を深めていく必要があります。
- 生活保護については、適正化に向けて継続して取り組む必要があります。
- 雇用環境が悪化する中、離職により住居を失うおそれのある方への支援が求められます。
- 心身に障がいのある人及び精神に障がいのある人について、医療費の助成方法を検討する必要があります。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
特定健康診査受診率	65.0%	29.0%	29.0%	27.0%	60.0%
特定保健指導実施率	45.0%	13.0%	7.0%	11.0%	60.0%
国民健康保険1人当たりの医療費	190千円	284千円	293千円	307千円	300千円

今後の取組

1 医療費適正化の推進

病気を未然に防ぐことで、増加傾向にある医療費の低減や適正化を図ります。特に、生活習慣病や重症化予防を目的とした健康診査を行い、その結果から、個人に応じた適切な運動と食生活の改善を支援するプログラムを作成します。その上で、相当期間継続して関与する積極的支援や、自主的に取り組めるように関与する動機付け支援等の、きめ細かな保健指導支援を行います。また、高齢者に対しては、QOL（生活の質）⁽¹⁾を高めることを目的とした、健康教育や個別健康相談等の保健事業を実施します。

2 国民年金制度の周知

国民年金制度の理解不足により未納が多くなっていることや、免除制度の周知が行き届いていない現状を踏まえ、正しい知識や情報を発信するとともに、相談業務を強化し、市民の年金受給権を確保します。

3 生活保護の適正化の推進

収入調査や居住実態調査等、不正受給防止に対する取組を強化するとともに、訪問調査活動、扶養義務調査、レセプト点検等を充実させることで、生活保護の適正化を図ります。

4 被保護者の自立支援の推進

就労意欲が就労に結び付かない人に対して、個々の状況に応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関との連携・協力を強化して、積極的に被保護世帯の自立を支援します。

5 高齢者・障がい者医療の支援

高齢者の医療費負担を軽減し、障がいのある人の自己負担金の一部を助成します。高齢者医療は制度改正を控えているため、被保険者への負担のしわ寄せがないよう留意します。障がい者医療における窓口での負担の是非について、県と協議を重ねます。



ウォーキング教室

市民等との役割分担

市民は、社会保障制度の必要性を理解し、保険料及び税を適正に納付することで、制度の維持と運営の一端を担うことが期待されます。

⁽¹⁾QOL（生活の質）：「Quality of Life」の略。一人ひとりの命の意味を問い、日常生活の質を高め、トータルとしてその人が人生を豊かに生きるという概念。

5. 高齢者 支援体制の充実

—高齢者が、地域の一員として生き生きとした生活を送れるまち—



基本方針

高齢者が、地域の一員として生き生きとした生活を送れるまちを目指します。

そのために、保健・医療・介護等の必要なサービスを高齢者が適切に選択して利用できるよう、制度についての情報提供に努めます。

また、住み慣れた地域で高齢者が安心・安全に暮らせるよう、生活環境の整備を進めるとともに、地域で支え合うシステムづくりに取り組みます。

さらに、高齢者が自立した生活を送るため、自身の心身の状態に関心を持つことができるようになるための取組を進めます。

現状と課題

- 生活機能が低下した高齢者が地域で生活を送るためには、包括的・継続的な支援が必要であることから、関係機関や様々な支援をつなぐ地域包括支援センター⁽¹⁾の役割が大きくなっており、その機能の強化が求められます。
- 団塊の世代が65歳を迎え、飛躍的に高齢者が増加することから、改めて介護保険制度の周知を図る必要があります。
- 大規模災害が発生した際に、自力で避難することが困難な高齢者を援護する体制づくりが求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
		H21	H22	H23	
要介護認定者に占める施設介護サービス受給者の割合	—	29.7%	29.1%	28.4%	24.2%
高齢者人口に占める通所介護予防事業参加者数	—	1.1%	1.1%	1.3%	1.5%
ふれあいサロン参加者数	—	9,399人	9,846人	10,045人	10,600人
緊急通報システム設置件数	350件	290件	266件	315件	435件

⁽¹⁾地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の様々な問題に対して、総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関。①予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の機能がある。

今後の取組

1 介護保険制度の周知と適正化

介護保険制度について、制度の趣旨からサービスの利用方法まで、分かりやすい広報活動に努め、市民の理解を深めることにより、保険料、認定、給付等、制度全般の適正化を図ります。

2 自立支援の推進

要介護（要支援）になるリスクの高い人や比較的健康な一般高齢者を対象に、介護が必要にならないための取組を行うとともに、その家族等の負担を軽減させる支援を行います。

地域の実態把握や、関係機関との連携を通じて、自発的な予防を促すための事業の効果的な展開方法を検証し、活動につなげます。

3 要介護度が高い高齢者への支援強化

介護と医療の両面で専門的なケアを必要とする人や、ターミナルケア⁽²⁾を望む人等、様々なニーズに対応した適切なサービスを提供できるように、介護と医療サービスの連携を強化するとともに、総合的な観点に基づいたケアプラン⁽³⁾作成の指導に努めます。さらに、難病やがん末期の患者等、病状が進行した人でも、できる限り自宅で暮らせるように、医療機関との連携が整った在宅サービスを確保します。

4 介護予防事業の充実

開催場所や内容等を工夫して介護予防事業を実施することにより、参加者の増加を図り、自らの健康は自らが守るという意識の醸成を目指します。

5 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能の充実のため、市と地域包括支援センターが一体となって、業務の見直しや職員の資質向上等の体制の整備に取り組みます。

6 認知症ケアの確立

認知症になった後でも、介護サービスや地域のネットワークを活用しながら、自立した生活を営むことを可能とするサポート体制を整備します。

7 一人暮らしの高齢者等の緊急対策

一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に対し、安否確認等のため、現在の緊急通報システムをより一層普及させます。

大規模災害が発生した場合に備えて、自治会や民生委員、関係機関等と連携を図り、要援護者情報の収集と共有化を図るための取組を推進します。また、避難所に関しては、高齢者をはじめとする要援護者に配慮した構造となるよう、検討を進めます。



“戸”びだそう我がシニア教室

市民等との役割分担

市民は、様々な地域活動を通じ、地域で支え合う基盤づくりに努めることが期待されます。高齢者及びその家族が、介護保険制度を正しく理解することが期待されます。その上で、高齢者一人ひとりが適正なサービスを利用し、健康維持に努めることが期待されます。

⁽²⁾ターミナルケア：末期がん等、治療困難な患者と家族を対象とした、苦痛や死に対する恐怖を緩和し、生を全うできるように行う介護や医療のこと。

⁽³⁾ケアプラン：居宅サービス計画。利用者の希望や状況等に応じて、介護サービスの内容や福祉用具の手配等を決める時間割のようなもの。介護支援専門員（ケアマネージャー）、または地域包括支援センター（要支援1、2の方のみ）に依頼することができる。

6. 高齢者の 生きがい対策の推進

—高齢者が健康で楽しく生きがいを持ち、生活を充実・向上できるまち—



基本方針

高齢者一人ひとりが健康で楽しく生きがいを持ち、生活を充実・向上できるまちを目指します。

そのために、高齢者それぞれのニーズに沿って、個性や能力を活かして生きがいづくりや社会参加が行えるよう、生涯学習・老人クラブの活動の充実・活性化に努めます。

さらに、市民が様々な世代とのつながりを感じられるよう、世代間の交流を図ります。

現状と課題

- 高齢者が、自身の持つエネルギーやこれまでの経験を活かし、生きがいを実感でき、生活の充実・向上に自らつなげられるようにする取組が求められます。
- 高齢者の長寿を祝う敬老会は、年々増加する対象者に対応するため、開催方法について検討していく必要があります。
- 高齢者が増加する一方で、老人クラブ加入者は減少傾向にあり、クラブの活動支援に加え、地域の社会活動や生涯学習・生涯スポーツ等に参加されている高齢者の把握に努め、対策をとる必要があります。
- やわらぎの郷では、利用者のほとんどを高齢者が占めているため、様々な世代の利用を促すことが求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
		H21	H22	H23	
老人クラブ加入者数	5,143人	4,687人	4,653人	4,329人	4,700人
高齢者大学校受講者数	240人	232人	270人	253人	270人

今後の取組

1 教養講座・生涯学習の充実

千寿荘、やわらぎの郷において、各種教養講座を開設し、高齢者が生きがいのある生活を営むことができるように支援しています。千寿荘は、新沢千塚古墳群公園整備事業で計画されている拠点施設の完成後に廃館となる予定であるため、現在実施している生きがい教室は、やわらぎの郷や新たな拠点施設、その他施設に移行するように検討します。

高齢者大学校（まほろば大学校）について、高齢者の多様な学習の場として引き続き提供します。また、高齢者大学校で学んだことを地域社会で活かすことができるよう、ホームページ等での情報提供に努めます。

各施設を発表会及び展示会等多様な学習の場として活用し、各地域における学習活動を支援します。

2 老人クラブの活性化

老人クラブが、生きがいや健康づくりの活動の他に、ボランティア活動を行い、地域福祉を積極的に担う団体の一つとして、魅力ある組織となるよう支援します。また、地域の社会活動や生きがいづくり活動等に参加している高齢者の把握に努め、老人クラブの活性化を図ります。

市老人クラブ連合会への加入促進に向けた啓発及び推進を行います。

3 敬老会の実施

毎年9月に実施している敬老会が、参加者にとってさらに魅力ある催しとなるよう、内容の充実に努めるとともに、参加者が年々増加していることから、開催方法についても検討します。

4 高齢者と各世代との交流促進

やわらぎの郷では、様々な世代の利用を促す施策を展開し、より多くの人に利用される交流の場づくりを進めます。



ふれあいいきいき祭り



檜原市敬老会

市民等との役割分担

高齢者は、自主的に生涯学習活動に参加し、学んだ成果やこれまで培ってきた人生での経験や知識を地域に還元することで、地域社会で共に生きる一員として活躍することが期待されます。また、自ら社会に貢献することで生きがいを見つけるとともに、心のふれあいや相互の理解を深めて地域のコミュニティを再生させるため、各世代との交流を促進することが期待されます。

7. 障がいのある人の 自立支援と社会参加促進

—障がいのある人が生きがいを持って生活できるまち—



基本方針

障がいの有無にかかわらずお互いを尊重し支え合える共生社会を実現するとともに、障がいのある人が生きがいを持って生活できるまちを目指します。

そのために、障がいのある人が自立した生活を送るための福祉サービスの提供、能力に応じた就労支援、社会参加や仲間づくりにつながる交流の場の充実を図ります。

現状と課題

- 障がいに対する理解と認識が依然不足しており、精神疾患や発達障がい・精神障がいに対する無理解や偏見への対応のためにも、広く市民に対し人権尊重への意識を啓発する必要があります。
- 障がいのある人が悩みや生活上の課題を解決できるよう、本人や家族を含めて、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努め、判断能力に不安がある人に、成年後見制度⁽¹⁾等の利用を促進する必要があります。
- 障がいのある人の希望や適性、能力に合った就労ができるよう、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 障がいのある人や介助者の高齢化に伴い、生活や介護等の課題への支援が重要になってきます。障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、適切な福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 障がいのある人への虐待防止や権利擁護⁽²⁾に向けて、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されており、市民への周知が求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
		H21	H22	H23	
居宅介護等の利用者数 (自宅での家事援助、介護等)	140人/月	114人/月	129人/月	133人/月	170人/月
移動支援事業の利用者数 (余暇活動等の社会参加支援)	138人/月	120人/月	131人/月	133人/月	160人/月
就労継続支援(雇用型)利用者数	16人/月	3人/月	9人/月	12人/月	30人/月

⁽¹⁾ 成年後見制度：認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等、精神上の障がいによって判断能力が十分でない人が一方的に自分に不利な契約を結ぶことがないように、一定の決められた人が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度のこと。

⁽²⁾ 権利擁護：障がい(知的障がい・精神障がい)等があるため、各種福祉サービスの利用手続やお金の管理に不安がある場合に、手続きや金銭管理の支援等をとする事業。

今後の取組

1 啓発・広報の推進

広報誌への掲載や講座の開催、また、地域自立支援協議会の活動等により、ノーマライゼーション⁽³⁾意識の啓発や障害者虐待防止法の周知に努め、障がいのある人が安心して暮らせる社会の実現に努めます。

2 情報提供の充実

聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。また、障がいのある人の社会参加を促進するため、手話・要約筆記、点訳・朗読奉仕員の養成講座を開催してボランティア等の養成を行うとともに、サービスや事業に関する情報提供の充実を図ります。

3 障がい福祉サービスの適切な実施

障がいのある人の在宅生活を支援するため、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供する居宅介護等、利用者の状況やニーズに対応した自立支援給付や、外出の際の移動支援等、地域生活支援事業等によるサービスの提供体制の充実を図ります。

4 相談支援の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で健やかに暮らせるように、相談体制の充実を図ります。特に、障がいのある人が、地域で孤立して悩むことがないように、生活支援センター⁽⁴⁾の充実や相談員の啓発、また、地域自立支援協議会⁽⁵⁾の活性化に努め、身近な相談体制の充実を図ります。

5 雇用・就労への支援

障がいのある人の就労に対する理解を深めるため、一般企業等に対し啓発活動を行うとともに、一般企業への就労を希望する人に必要な訓練を行う、就労移行支援を行います。また、個別の状況に応じた就労支援を行うため、ハローワーク、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのネットワークの構築を推進します。

6 スポーツ・文化・学習活動への機会の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが健康づくりや生きがいづくり、QOL(生活の質)⁽⁶⁾を高めることができるよう、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション・文化活動の機会の充実を図ります。

7 地域福祉権利擁護・成年後見制度の推進

障がいにより、判断能力が十分でない人の財産等を守るために、成年後見制度や、障がいのある人に代わり金銭管理を行う地域福祉権利擁護の利用推進に努めます。

市民等との役割分担

市民は、障がいに対する理解を深めるイベントや講習等への参加、積極的なコミュニケーション等、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせるための機運づくりに努めることが期待されます。

事業者は、適正で安心できる障がい福祉サービスを安定的に提供することが期待されます。

民間企業は、積極的に障がいのある人の雇用促進と能力を発揮できる作業分担の改善に努め、勤労意欲と社会貢献の場を広げていくことが期待されます。

⁽³⁾ ノーマライゼーション：P.27⁽⁴⁾参照

⁽⁴⁾ 生活支援センター：障がいのある人やその家族の相談に応じ、福祉制度や施設、機関の利用を通じて、地域における生活をサポートする施設。

⁽⁵⁾ 地域自立支援協議会：障がいのある人の地域生活への移行を目指し、障がいのある人のニーズに合わせて複数のサービスを適切に結びつけて調整することや、地域の実情に応じて中立・公平な立場で適切な相談支援を実施するための協議を行う会議。

⁽⁶⁾ QOL(生活の質)：P.29⁽¹⁾参照